

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人トマトの会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 法人運営について、定款の変更がなされていない等不備が見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理に当たられたい。
- ・ 会計面について、前回の指導監査における指摘事項で改善されていない事項や不備が見受けられたので、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 定款について、次のような不適切な状況が見受けられた。</p> <p>① 平成29年4月1日から実施している障がい福祉サービス事業の用に供する建物及び土地について、基本財産として定款に記載していなかった。</p> <p>については、定款第39条の規定に基づき、鳥取県知事に定款変更を届け出ること。</p> <p>② 定款第11条において、評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催すると規定しているが、6月に定時評議員会を開催していた。</p> <p>については、定款どおり開催するか、現状に合わない場合は定款の変更を検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(定款第11条、第39条)</p>	<p>平成31年3月6日に鳥取県知事の承認を得て、指摘されている①、②を含め、現状のとおり定款変更を行った。</p>
<p>2 貴法人の役員について、定款第15条第1項においては、理事は6名と規定していたが、平成29年12月12日から7名、同年12月26日から8名の体制になっていた。</p> <p>理事の定数を変更する時は、定款の変更が必要であり、鳥取県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないものである。</p> <p>については、役員の体制について、定款で定めた定数を超過して評議員会で任命された経緯を明らかにし、今後同様のことが起こらないように改善策を報告</p>	<p>平成29年9月に理事の定数を6名から6名～8名に変更する定款変更の申請を提出していたが、書類等に不備があり、認可申請書が受理されなかった。</p> <p>12月に3名の理事の退任予定があり、12月12日に3名の理事が就任したが、退任予定であった理事が退任届の提出を拒否したため、理事7名の体制となってしまった。また、経営体制強化のため12月26日に新しく1名の理事を選任し評議員会で承認を得たため8名の体制となった。</p> <p>当時の担当者が鳥取県知事の定款変</p>

	<p>すること。 (法第 45 条の 36 第 2 項、定款第 15 条、第 39 条)</p>	<p>更認可を受ける前に、理事の定数変更が可能であると誤って認識していたために定数超過が生じてしまった。 今後は、法人本部、役員等が定款内容について理解を深め、定款を変更する際は鳥取県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないものであることを周知する。</p>
3	<p>理事について、理事会を 2 回続けて欠席している者が見られた。 については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。 (審査基準第 3 の 1 (3))</p>	<p>事前に日程調整を行い、理事を招集している。 調整を経てもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選を検討する。</p>
4	<p>監事のうち 1 人は、財務管理について識見を有する者でなければならないところ、2 人とも財務管理について識見を有する者でなかった。 については、監事のうち 1 人は、公認会計士、税理士、会社等の監査役又は経理責任者等の財務管理について識見を有する者で構成するよう改選すること。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (審査基準第 3 の 4 (2))</p>	<p>現在、財務諸表等を監査し得る者を探している状況である。 鳥取県社会福祉協議会の経営相談を利用し、税理士会倉吉支部より紹介していただくよう交渉中である。 見つかり次第、評議員会の決議により選任する。</p>
5	<p>監事について、監事の全員が欠席している理事会があった。また、連続して理事会を欠席している者が見られた。 については、監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなされ不相当であるので、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。 (法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 100 条から第 102 条まで)</p>	<p>事前に日程調整を行い、監事を招集している。 調整を経てもなお欠席が続く監事がある場合は、監事の改選を検討する。</p>
6	<p>理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。 については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。 なお、この報告については、法第 45</p>	<p>平成 30 年 9 月 28 日の第 6 回理事会及び平成 31 年 3 月 20 日の第 7 回理事会と 2 回理事長の職務執行状況の報告を行っている。</p>

	<p>条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。 (法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	
7	<p>契約について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>① 契約書への押印について、稟議書で決裁を受けずに押印していた。</p> <p>については、文書管理規程第 2 条、印鑑管理規程第 8 条の規定により、事務処理は、口頭による処理を避け、原則として文書をもって行うものとする。また、契約書など決裁事項に係るものは、決裁が完了したものに捺印すること。 (文書管理規程第 2 条、印鑑管理規程第 8 条)</p> <p>② 業務委託契約書に収入印紙の貼付がないものが散見された。</p> <p>については、業務委託契約書に収入印紙を貼付すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>① 平成 30 年 11 月以降の契約については稟議書で決裁を受けた後に契約書に押印している。</p> <p>② 業務委託契約書に収入印紙の貼付がないものについては収入印紙を貼付する。</p>
8	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 国庫補助金等特別積立金明細書の合計が貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>② 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書の期末帳簿価額が貸借対照表と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (運用上の取扱い 25 (1)、(2) イ)</p>	<p>附属明細書と計算書類との不一致の原因としては会計ソフトから自動作成される附属明細書について、ソフトの設定が間違っているか不具合があると思われるため、業者等に対応を依頼するとともに、作成後の附属明細書の内容についても確認を行い、平成 30 年度分から附属明細書と計算書類の整合性を図る。</p>
9	<p>月次試算表の理事長への提出が遅延していた。</p> <p>については、経理規程第 31 条の規定に基づき、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し翌月 20 日までに、統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月 25 日までに理事長に提出すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の</p>	<p>平成 30 年 7 月分から、会計責任者は各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月 20 日までに統括会計責任者に提出するとともに、統括会計責任者は、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、翌月 25 日までに理事長に提出している。</p>

	指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 31 条)	
10	<p>理事長からの借入金について役員等長期借入金に振り替え、貸借対照表上は 1 年以内返済予定役員等長期借入金に計上していた。</p> <p>当初の借入金は、役員等長期借入金ではなく短期運営資金借入金であるため、1 年以内返済予定役員等長期借入金に計上するのは適当ではない。</p> <p>については、1 年以内返済予定役員等長期借入金を役員等短期借入金など適正な勘定科目に修正すること。</p> <p>(留意事項 勘定科目説明(別添 3)、経理規程第 10 条、別表 1)</p>	平成 30 年度中に 1 年以内返済予定役員等長期借入金を役員等短期借入金に修正を行う。
11	<p>社会就労センターげんき工房拠点区分事業活動計算書について、固定資産の売却又は廃棄に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金取崩額がサービス活動費用に計上されていた。</p> <p>については、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上すること。</p> <p>(運用上の取扱い 9)</p>	平成 30 年度分から固定資産の売却又は廃棄に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金取崩額を事業活動計算書の特別費用の控除項目として計上する。
12	<p>固定資産管理台帳の車両及び運搬具と器具及び備品の一部について、帳簿価額が備忘価額(1 円)に達していないにもかかわらず減価償却がされていなかった。また、水道加入権が 1 円だけ残されていた。</p> <p>については、減価償却資産のうち有形固定資産は、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1 円)を控除した金額に達するまで償却すること。また、水道加入権等の無形固定資産は、残存価額を 0 円とし、取得価額的全額が償却できるものであること。</p> <p>(留意事項 17(2)イ、ウ、経理規程第 53 条)</p>	平成 30 年度分から固定資産管理台帳ソフトの設定を変更し、減価償却資産のうち有形固定資産は、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1 円)を控除した金額に達するまで償却する。また、水道加入権等の無形固定資産は、残存価額を 0 円とし、取得価額的全額を償却する。